

## 参考資料3

# (参考資料)土地利用基本計画の概要について

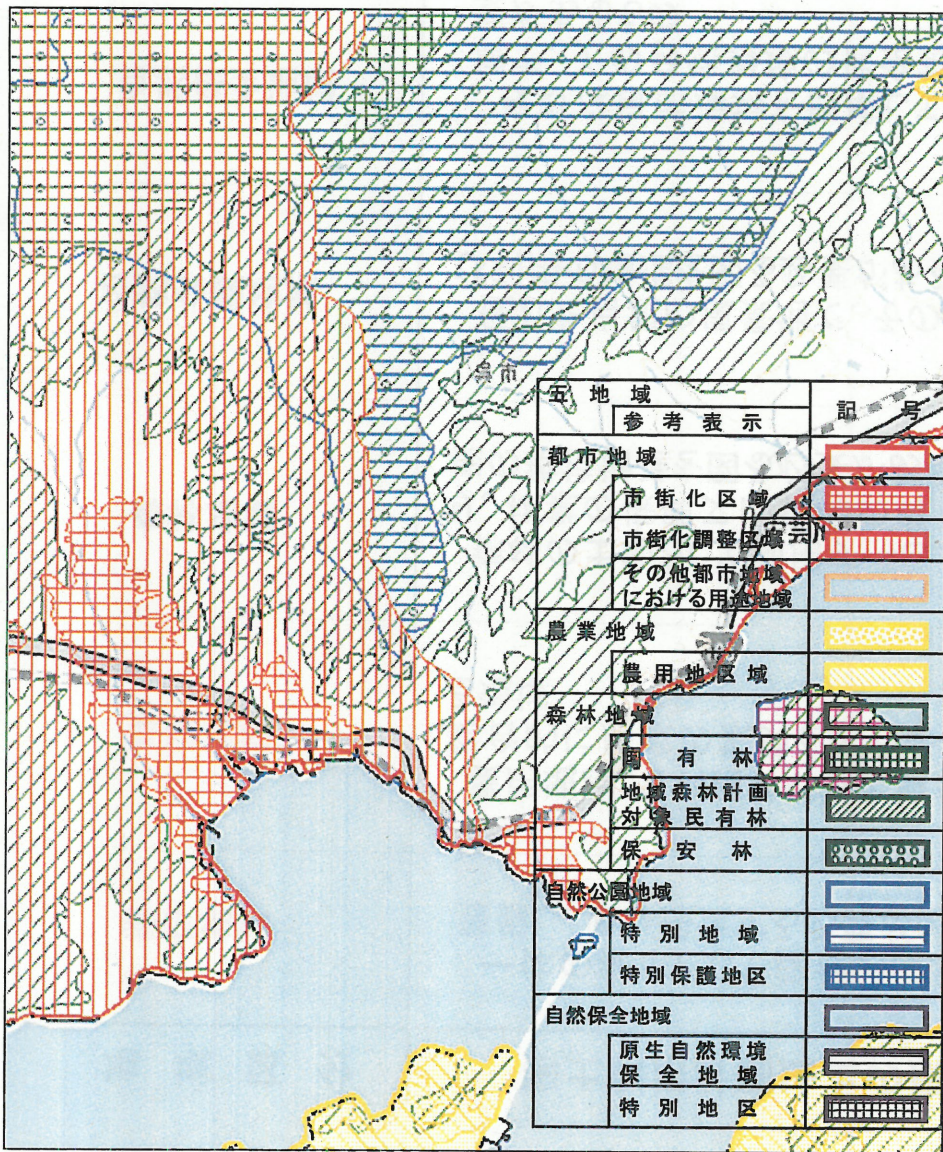
平成30年6月8日

福 島 県





【計画図の例】



【計画書の例】

〇〇県土地利用基本計画計画書(抄)

1. 土地利用の基本方向
  - (1) 県土地利用の基本方向  
県土全体と、地域別に記載。
  - (2) 土地利用の原則
    - ① 都市地域  
市街化区域においては、……。  
市街化調整区域においては、……。
    - ② 農業地域
2. 五地域区分の重複地域における調整指導方針
  - (1) 重複地域における土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向等
    - ① 都市地域(市街化区域及び用途地域以外)と農用地区域が重複する場合  
→ 農用地としての利用を優先するものとする。
    - ② 農業地域と自然公園地域(特別地域)が重複する場合  
→ 自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。
  - (2) 特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項



五 地 域 区 分	五 地 域 区 分			都 市 域		農 業 地 域	森 林 地 域	自 然 公 園 地 域	自 然 保 全 地 域			
	細 区 分	市 街 化 区 域 及 び 用 途 地 域	市 街 化 調 整 区 域	そ の 他	農 用 地 区 域	そ の 他	保 安 林	特 別 地 域	普 通 地 域	原 生 自 然 環 境 保 全 地 域	特 別 地 区	普 通 地 区
都 市 域	市街化区域及び用途地域											
	市街化調整区域	×										
	その他	×	×									
農 業 地 域	農用地区域	×	←	←								
	その他	×	①	①	×	←						
森 林 地 域	保安林	×	←	←	×	←						
	その他	②	③	③	④	⑤	×					
自 然 公 園 地 域	特別地域	×	←	←	←	←	○	○				
	普通地域	⑥	○	○	○	○	○	○	×			
自 然 保 全 地 域	原生自然環境保全地域	×	×	×	×	×	×	←	×	×		
	特別地区	×	←	←	←	←	○	○	×	×	×	
	普通地区	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×

[凡例]

- ☒ 制度上又は実態上、一部の例外を除いて重複のないもの
- ← 相互に重複している場合は、矢印方向の土地利用を優先する
- 相互に重複している場合は、両地域が両立するよう調整を図る
- ① 土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら都市的な利用を認める
- ② 原則として都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努める
- ③ 森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認める
- ④ 原則として農用地としての利用を優先するものとするが、農業上との利用との調整を図りながら森林としての利用を認
- ⑤ 森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認める
- ⑥ 自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら都市的利用を図る

(注.) 個別規制法の制度等及び土地利用基本計画作成要領(S53.12.1国土庁土地局長通達)に基づき作成。  
ただし、土地利用基本計画作成要領については、地方分権一括法の施行(H12.4.1施行)に伴い失効している。